

ABS国際交渉の最新動向

-第9回ABS作業部会(カリ会合)の報告-

JBAオープンセミナー(東京)

「生物多様性条約COP10名古屋に向けた国際交渉の最新状況」

2010年4月22日

(財)バイオインダストリー協会

炭田精造

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

本資料の無断複製、転載、改変禁止

1

1. これまでの経緯

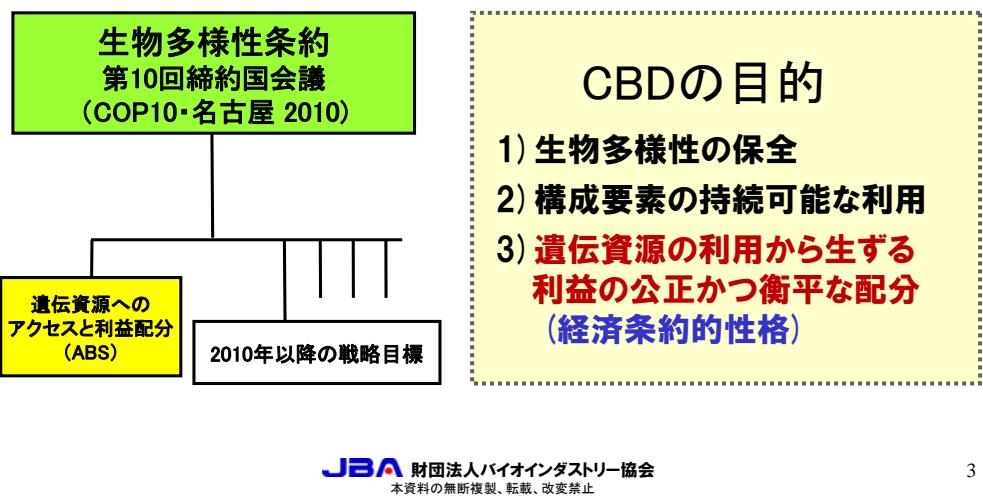
JBA 財団法人バイオインダストリー協会

本資料の無断複製、転載、改変禁止

2

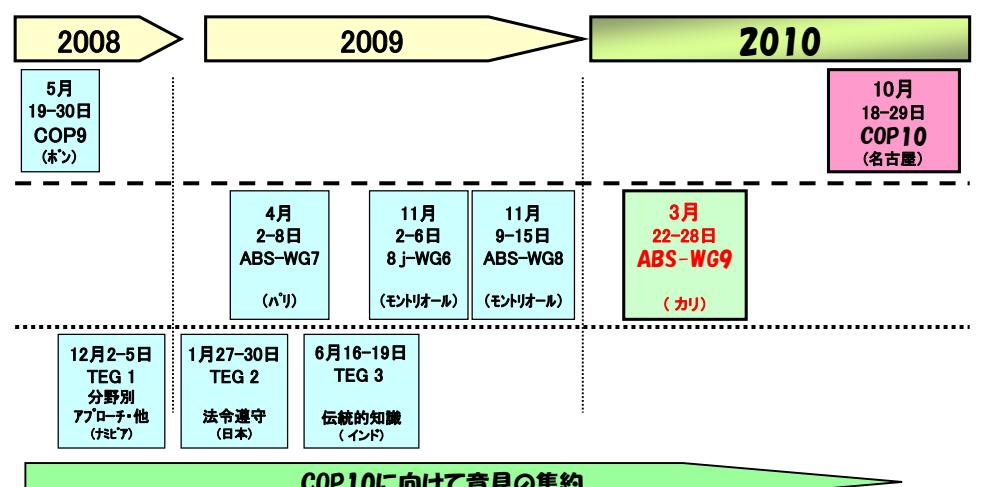
生物多様性条約(CBD)

1993年12月29日発効、加盟：193カ国



3

CBD-ABS関連会議日程



4

先進国と途上国の意見の対立

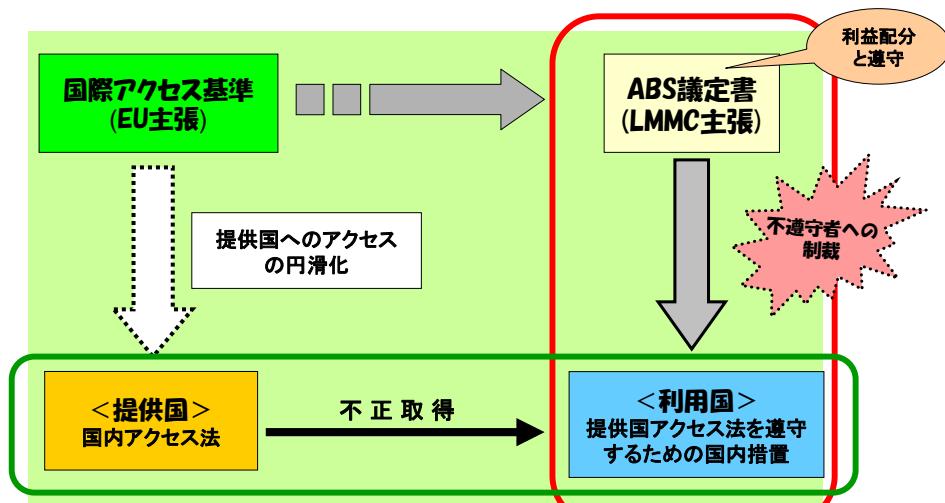
2009年11月(ABS-WG8)時点

	メガ多様性同志国家グループ (議長国: ブラジル)	欧州連合(EU)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセス規制は提供国の主権的権利である。 ● 主権侵害は受け入れられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセスなければ利益も発生しない。アクセスの円滑化が必要。 ● 「国際アクセス基準」を提案。
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令で利益配分を確保すべき。 ● 技術移転や資金メカニズム等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益配分は契約ベースが基本。 ● 分野別の契約条項メニュー等の開発が有用である。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 「提供国の国内法」を遵守しない利用者がいる場合、利用国はその者に対し行政的・法的措置をとるべき。 ● 提供国はアクセス許可証明書を発行。 ● 利用国は、利用者の特許出願、製品許可申請時にその証明書の開示を義務づける国内措置をとるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供国が「国際アクセス基準」と整合性を持つならば、その国内法の違反者に対して、利用国は国内措置をとることを検討する。 ● 特許出願における出所開示制度はWIPOへ提案済みである。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

5

EU意見と途上国意見の関連図



JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

6

「国際アクセス基準」の内容の例



前回の作業部会の結果

(2009年11月9-15日、ABS-WG8)

(1) 膨大なボリュームの未交渉文書が作成された。

(61頁、3,000箇所以上の留保事項)

(2) 文書の法的性格：「議定書へ志向との理解が支配的」と共同議長が表明。

(3) COP10までの時間と作業量から見て、着地の見通しが困難な状態で閉会。

ABS-WG8以降のスケジュール

- **共同議長フレンズ会合**
(2010年1月26-29日、カナダ・モントリオール)
- **共同議長と地域間の非公式協議**
(2009年3月16-18日、コロンビア・カリ)
- **今回会合 (ABS-WG9)**
(2010年3月22-28日、コロンビア・カリ)

2. ABS-WG9(カリ会合) (2010年3月22-28日)

WG9(カリ会合)の経過

- (1) 3月19日：初版議長テキストが配布さる。
- (2) 3月20日：準備会合で、「議長テキストをWG9の議論のベースにする」ことを各國が了解。
- (3) 3月22日：WG9会合を開始。各國が様々な意見を主張。
- (4) 3月25日：修正版議長テキストを配布。意見交換を再開するも、26日深夜、対立が高揚し会合は頓挫。
- (5) 3月28日：善後策で難航。日本が資金拠出を申し出て、6月下旬にWG9の継続会合の開催を決定。当面の難局を回避して閉会。
- (6) 4月8日：議定書草案（議長テキスト）がCBDホームページにアップされる。
<http://wwwcbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-066-abs-en.pdf>

議長テキストの構成

条項	タイトル
1条	目的
3条	適用範囲
4条	利益分配
5条	遺伝資源(GR)へのアクセス
6条	研究と緊急事態への考慮
9条	GRに関連する伝統的知識(TK)
10条	政府窓口と権限ある国内当局

議長テキストの構成

条項	タイトル
11条	ABSクリアリング・ハウスと情報共有
12条	ABS国内法の遵守
13条	遺伝資源の利用に関するモニタリング、追跡および報告
14条	相互合意条件(MAT)の遵守
15条	モデル契約条項
18条 &18条bis	能力 & 技術移転と協力
付属書 I	金銭的・非金銭的利益
付属書 II	遺伝資源の典型的な利用例

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

13

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-066-abs-en.pdf>

アクセス 第5条	<p>2. 各国は次の措置を取る。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) アクセス規制の法的確実性、明確性、透明性確保(b) PIC申請方法の情報周知(c) 当局によるPIC決定を書面で適時に発行(d) PIC証明書又は許可書の発行(e) 原住民及び地域社会のPICプロセスへの関与の基準設定(f) MAT設定のルールと手続きの確立 <p>3. PIC決定をクリアリング・ハウスに掲載</p>
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

14

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-066-abs-en.pdf>

利益配分 第4条

2. 遺伝資源及び派生物(発現、複製、特性付け、またはデジタル化のようなテクニックを通じて作成された)の利用から生じる利益の配分を確保するための措置を取る。GRの典型的な利用は付属書IIのリストを考慮に入れる。本リストは科学技術の進歩を考慮に入れ、定期的に見直す。
(付属書II: 典型的な遺伝資源の利用例)
3. 利益配分は、CBD 8 (j), 15.1, 19条の規定を含め、相互に合意する条件に基づく。利益は金銭的利益および非金銭的利益を含む(付属書Iを参照)。

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-066-abs-en.pdf>

遵守 第12条

1. 遺伝資源を利用する際には、提供国の国内法に基づき、PIC、MATを取得することを、利用国の国内において周知させる措置を取る。
2. 提供国の国内法を遵守しない場合は、利用国内において措置を取る。
3. 提供国から国内法違反の主張がある場合には、加盟国は協力する。

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-066-abs-en.pdf>

第13条

1. チェックポイントの設置と開示の義務化：
提供国により発給された遺伝資源（派生物も含む）
のアクセス許可又は証明書を利用国の特許庁、公
的研究機関、研究成果出版社、製品許可当局に対
し開示する。

議長テキストの骨子

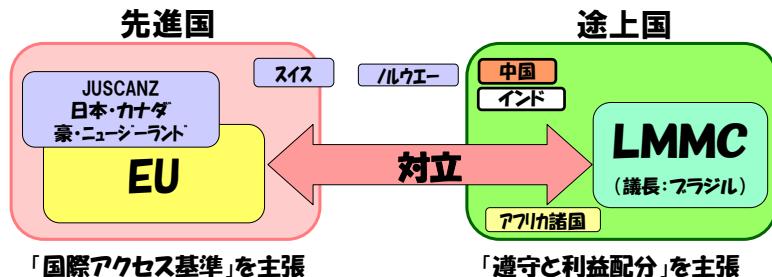
制度の要素	要点						
目的 (1条)	<ul style="list-style-type: none">● 遺伝資源(GR)の利用から生じる利益配分の確保し、CBDの目的に貢献する						
範囲 (3条)	<ul style="list-style-type: none">● CBDの範囲内でのGRおよびGRの利用から生じる利益● GRIに関連した伝統的知識(TK)およびTKの利用から生じる利益						
アクセス (.5条、5条bis)	<ul style="list-style-type: none">● ABS要件の法的確実性、明確性、透明性のための措置等をとる● 「国際アクセス基準」に言及する文言はない						
利益配分 (.4条)	<ul style="list-style-type: none">● GRおよびTKの利用から生じる利益配分● 派生物を含めGRの利用から生じる利益配分確保のための措置を義務化						
遵 守	<table border="1"><tr><td>法令遵守 (.12条)</td><td><ul style="list-style-type: none">● 提供国の国内法を利用国内において遵守させるための利用国政府の措置</td></tr><tr><td>契約遵守(14条)</td><td><ul style="list-style-type: none">● 提供側による利用国内裁判所へのアクセスの円滑化、外国裁判所の判決と仲裁判断の相互承認と執行の円滑化のための措置、その他</td></tr><tr><td>GRの利用のモニタリング、 追跡、報告 (13条)</td><td><ul style="list-style-type: none">● GRおよび派生物の利用をモニターする措置をとる。それは、利用国内の権限ある当 局、研究助成機関、出版社、特許庁、製品許認可当局をチェックポイントとして指定 し、出所開示を義務化する措置を含む</td></tr></table>	法令遵守 (.12条)	<ul style="list-style-type: none">● 提供国の国内法を利用国内において遵守させるための利用国政府の措置	契約遵守(14条)	<ul style="list-style-type: none">● 提供側による利用国内裁判所へのアクセスの円滑化、外国裁判所の判決と仲裁判断の相互承認と執行の円滑化のための措置、その他	GRの利用のモニタリング、 追跡、報告 (13条)	<ul style="list-style-type: none">● GRおよび派生物の利用をモニターする措置をとる。それは、利用国内の権限ある当 局、研究助成機関、出版社、特許庁、製品許認可当局をチェックポイントとして指定 し、出所開示を義務化する措置を含む
法令遵守 (.12条)	<ul style="list-style-type: none">● 提供国の国内法を利用国内において遵守させるための利用国政府の措置						
契約遵守(14条)	<ul style="list-style-type: none">● 提供側による利用国内裁判所へのアクセスの円滑化、外国裁判所の判決と仲裁判断の相互承認と執行の円滑化のための措置、その他						
GRの利用のモニタリング、 追跡、報告 (13条)	<ul style="list-style-type: none">● GRおよび派生物の利用をモニターする措置をとる。それは、利用国内の権限ある当 局、研究助成機関、出版社、特許庁、製品許認可当局をチェックポイントとして指定 し、出所開示を義務化する措置を含む						
伝統的知識 (9条)、他	<ul style="list-style-type: none">● 議定書の全体に、遺伝資源に関連した伝統的知識を横断的に組み入れる						
能力構築(.18条,18条bis)	<ul style="list-style-type: none">● 国の能力構築の必要性と優先順位の特定、技術移転、技術協力、資金援助						
法的性格 (1条)	<ul style="list-style-type: none">● 目的に「議定書」と明記						

3. 今後の予定と見通し

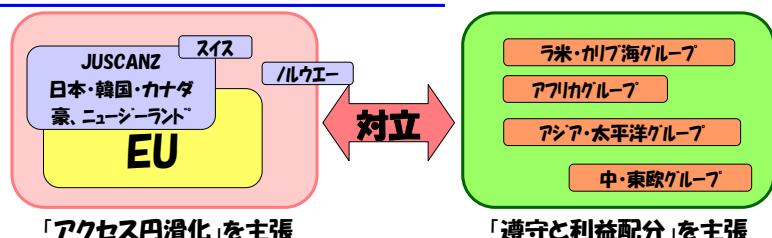
今回の新しい動き

- ブラジルが謎の動き（代表団の中核の3名が異動となり欠席）（LMMCの存在感が希薄化）
- アジア・太平洋グループ：マレーシアが途上国意見を主導。韓国が積極姿勢を示す
- アフリカ・グループ：今後の不確定要素か？

* 2009年11月 (ABS-WG8) 時点の構図



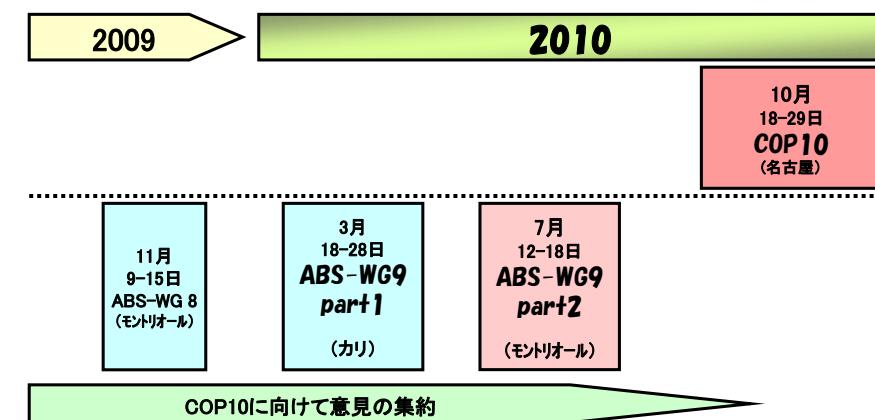
* 2010年3月時点 (ABS-WG9) の構図



JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

21

今後の会議日程



JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

22

「COP10の結果は予断を許さない」

- 議長テキスト「議定書案」は出来た。ただし、これは「加盟国の交渉を経た文書」ではない。
- 主要論点について、途上国と先進国の意見の隔たりは、依然として、大きい。
- COP10前の実質的交渉は、次の会合(6月下旬、7日間)しかない。
- 次回会合が終わるまでは予断はできない。

ご清聴ありがとうございました